大阪広域環境施設組合入札契約情報等の公表に関する要綱

制定　平成28年3月18日
改正　令和8年10月20日

（目的）

第1条　当該年度の発注の見通し（随意契約を含む）（以下「発注見通し」という。）並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る事項等（随意契約を含む）（以下「入札契約情報」という。）の公表について、別に定めがあるもののほか必要な事項を定める。

（公表対象）

第2条　発注見通し及び入札契約情報の公表対象となる契約は、次の各号に掲げる契約とする。単価契約の場合にあっては、予定価格に予定数量を乗じた価格とする。ただし、各号に掲げる金額以下であっても、公表を行うことは妨げない。

(1) 予定価格が200万円を超える工事請負
(2) 予定価格が150万円を超える物品買入
(3) 予定価格が80万円を超える物品借入
(4) 予定価格が100万円を超える工事以外の請負契約
(5) 予定価格が100万円を超える業務委託

2　前項各号に定める金額以下で、かつ比較見積を行わなかった場合の随意契約（以下「特名随意契約」という。）については、随意契約結果を公表するものとする。ただし、大阪広域環境施設組合契約規則第14条の3に定める公表を行ったものを除く。

（発注見通しに関する事項の公表等）

第3条　公表する事項は、次の各号で定める方法により行うものとする。

(1) 工事請負及び工事種目で発注する修繕にあっては、別表第1の方法により行うものとする。
(2) 物品買入、物品借入及び工事以外の請負契約にあっては、別表第2の方法により行うものとする。
(3) 業務委託にあっては、別表第3の方法により行うものとする。

2　公表時期

(1) 公表時期は、年度当初とする。ただし、追加公表及び公表事項に変更がある場合には、随時、追加及び変更後の事項を公表するものとする。
(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項の規定により緊急の必要から公表せずに随意契約を行った場合には、発注後速やかに公表するものとする。
(3) 公表内容は、あくまで公表時点での予定であるため、公表後には、追加又は変更があり得る旨を公表様式に明記するものとする。

3　公表期間

当該年度の3月31日までとする。

（入札契約情報に関する事項の公表等）

第４条　公表する事項は、次の各号の方法により行うものとする。

⑴ 工事請負及び工事種目で発注した修繕にあっては、別表第１の方法により行うものとする。

⑵ 物品買入、物品借入及び工事以外の請負契約にあっては、別表第２の方法により行うものとする。

⑶ 業務委託にあっては、別表第３の方法により行うものとする。

２　公表時期

契約結果等（入札経過調書、入札結果表及び随意契約結果をいう。）の公表時期は、少なくとも毎月１回（月末（前月１日から前月末日までに契約したもの））は行うものとする。

３　公表期間

契約後４年を経過した日の属する年度末までとする。

（契約の変更に関する事項の公表）

第５条　前条第１項第１号の規定により公表した工事請負契約について、契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、別表第１の方法により公表を行うものとする。

（特名随意契約理由の公表）

第６条　第４条により公表した随意契約結果のうち、次の各号のすべてに該当する特名随意契約にあっては、随意契約の公正性及び透明性の一層の向上を図るため、四半期ごとに結果をとりまとめ、別表第４のとおり具体的かつ詳細な随意契約理由を公表するものとする。

⑴ 契約金額が第２条第１項各号に定める金額を超える契約

⑵ 地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号及び第５号から第７号までのいずれかの事由による契約

２ 公表時期

契約結果の公表は、四半期ごとの翌月末日までに行うものとする。

３　公表期間

契約後４年を経過した日の属する年度末までとする。

附則

この要綱は、平成 28 年 12 月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 10 月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年 11 月１日から施行する。